

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人海上技術安全研究所

Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況について	
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況	独立行政法人海上技術安全研究所が締結する売買、賃借等契約に関する取り扱いについて必要な事項を定めた「独立行政法人海上技術安全研究所契約事務取扱細則」を規定している。 なお、一般競争入札の適用対象は 18 年度から、契約に係る公表の基準は 19 年度からいずれも国に準拠させている。（業務実績報告書 214 頁、215 頁に記載。）
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）の整備状況	監事及び監査法人による書面監査を行っており、監事監査については業務実績報告書 218 頁に記載済み。 なお、研究費の適正な執行に関しても、19 年度に新設した研究費運営監査員を中心とした内部監査を行っている（業務実績報告書 219 頁に記載）。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況（進捗していない場合はその理由も付記）	業務実績報告書 214～217 頁に記載済み。
Ⅱ 個々の契約における監事等のチェックについて	
1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）	監事及び監査法人による書面監査を行っており、監事監査については業務実績報告書 218 頁に記載済み。 なお、研究費の適正な執行に関しても、19 年度に新設した研究費運営監査員を中心とした内部監査を行っている（業務実績報告書 219 頁に記載）。
2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況	業務実績報告書 218 頁に以下のとおり記載。 「監事監査では一般競争入札 209 件、随意契約 8 件について書面監査を行ったところ、簡易入札制度に関し、研究所独自の制度を導入し競争環境を積極的に拡張する姿勢と制度の節減効果が評価されるとともに、今後、事務作業量と節減効果とのバランス（費用対効果）にも留意しつつ、さらに高いレベルで競争環境を充実させることが求められています。」

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人海上技術安全研究所

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
「独立行政法人海上技術安全研究所契約事務取扱細則」において、契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程を定め、適切な内容であると評価。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）についての評価
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事監査によって適正なチェックが行われていると評価。 また、研究費の適正な執行に関しても、19年度に新設した研究費運営監査員を中心とした内部監査を行い、規則遵守の徹底等に積極的に取り組んでおり、評価。 「19年度評価調書に記載済み（11・12頁）」
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
「随意契約見直し計画」の進捗状況については、同計画に沿って着実に実施されているものと評価。「19年度評価調書に記載済み（12頁）」
II 個々の契約に係る評価
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事監査により適正なチェックが行われていると評価。 「19年度評価調書に記載済み（11・12頁）」